

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令を「」に公布する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

## 政令第三百四号

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四号)第六条第六項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

## (重症急性呼吸器症候群の指定)

第一条 重症急性呼吸器症候群(病原体がSAR-CoV-2であるものに限る。次表第一項(同項の表を除く。)において単に「重症急性呼吸器症候群」という。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第六条第六項の指定感染症として定める。

## (法の準用)

第二条 重症急性呼吸器症候群については、法第八条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十五条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第四十四条まで、第五十四条、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条まで、第六十六条の三並びに第六十六条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 第十八条第 二项 第十八 条第	第二 项 第十八 条第	第一 项 第十八 条第	第五 项 第十三 条第	第二 项 第十三 条第	第一 项 第十三 条第
保無患者若 有者状況 病原体	患者状況 病原体及 び保無有 症	病者類感 患者原体は 染症及び染 症有無は二 種状況三類 の	定め る政令で て第一項の 政令で	前項の政令 で定める動 物	当該感染症
患者	患者	者重症 症候群性 呼吸	器重症 症候群性 呼吸	器重症 症候群性 呼吸	器重症 症候群性 呼吸

第一項 第二十 二条	第二 项 第五十四 条	第二 项 第五十四 条	第一 项 第二十一 条	第一 项 第二十一 条	第一 项 第二十一 条
第三条 前条第一項において準用する法第十二条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十二条まで、第三十五条(同条第四項において準用する同条第一項を除く。)、第三十六条(同条第四項において準用する同条第一項及び第二項を除く。)及び第六十四条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(前条第一項において準用する法第二十七条第二項及び第二十八条第二項に規定する措置、前条第一項において準用する法第二十九条第二項の消毒並びに前条第一項において準用する法第三十一条第二項に規定する措置を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第三条 前条第一項において準用する法第十二条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十二条まで、第三十五条(同条第四項において準用する同条第一項を除く。)、第三十六条(同条第四項において準用する同条第一項及び第二項を除く。)及び第六十四条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(前条第一項において準用する法第二十七条第二項及び第二十八条第二項に規定する措置、前条第一項において準用する法第二十九条第二項の消毒並びに前条第一項において準用する法第三十一条第二項に規定する措置を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第三条 前条第一項において準用する法第十二条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十二条まで、第三十五条(同条第四項において準用する同条第一項を除く。)、第三十六条(同条第四項において準用する同条第一項及び第二項を除く。)及び第六十四条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(前条第一項において準用する法第二十七条第二項及び第二十八条第二項に規定する措置、前条第一項において準用する法第二十九条第二項の消毒並びに前条第一項において準用する法第三十一条第二項に規定する措置を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。	第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。	第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

(施行期日) 附則 第一条 この政令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。 (この政令の失効) 第一条 この政令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、そ	厚生労働大臣 片山虎之助 内閣総理大臣 坂口 力 内閣総理大臣 小泉純一郎 厚生労働大臣 片山虎之助 内閣総理大臣 坂口 力 内閣総理大臣 小泉純一郎	重視する症候群の治療者及び感染者の対応に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十九号)の規定による政令の一部を改正する。(昭和三十二年法律第二百五十九号)の一部を次のように加える。 (地方自治法施行令の一部改正) 第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。 別表第一に次のように加える。
---	--	--

の時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第二条第一項において準用する法第五十七条若しくは第五十八条の規定により支弁する費用、第二条第一項において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第二条第一項において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その後も、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正)  
第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

重視する症候群の治療者及び感染者の対応に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十九号)の規定による政令の一部を改正する。(昭和三十二年法律第二百五十九号)の一部を次のように加える。  
(地方自治法施行令の一部改正)  
第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。